

移民労働者と社会政策

——国家類型と移民問題との関連をめぐって——

梶 田 孝 道

I はじめに——イギリスとフランスへの着目

国際社会を特徴づけるものに、移民・難民の国際移動がある。現代の典型的な国際労働移動としては、アメリカ合衆国に代表される移民国への移動や、発展途上国の大都市を舞台にした都市化と並んで、発展途上国から西欧先進諸国への国際移動が知られている。戦後における移民の導入は、イギリス、フランス、西ドイツ、スイス、スウェーデン、ベルギー等が経験しており、その歴史はすでに20～30年に及んでいるが、いくつかの国では、移民問題は経済不況と相まって国論を二分する問題となっている。本稿では、後に述べる理由からイギリスとフランスを取り上げ¹⁾、「社会政策」という観点からみた移民問題への対応の違いについて議論する。ここで「社会政策」という場合、社会保障、社会福祉といった通常の意味でのみならず、両国がいかなる目的と方法により移民を導入し位置づけ組み込んできたかという最も広い意味で使用したい。いいかえれば、狭義の社会政策に加え、経済政策、人口政策、文化政策、政治的対応をも含んだものとして「社会政策」という言葉を使いたい。こうした使い方は一般的ではないが、上記の広い意味での移民への対応に該当する言葉が見当たらないので、やむをえず使用した。またこの場合、移民への対応は、国家による対応のみならず、地方自治体、コミュニティ、自発的結社、労働組合等による対応をも含むものとする。

イギリスとフランスは、かつての植民地大国としての歴史、戦後における旧植民地との関係の保

持、また国の規模や生産力の大きさ、さらには戦後における EC 加盟国としての再出発等、多くの点で類似している。本稿のテーマである、戦後の移民の導入とそれにとまなう社会問題の発生という点でも類似した経験をもつ。とはいえ両国は、移民問題への対応において対照的ともいえる社会政策を採用している。本稿では、この分岐が、後述するように両国の国家類型に規定されたものである点を議論する。

II イギリスとフランスにおける移民の概況

まずイギリスとフランスにおける移民の実態を概説しておこう。表1が示すように、1971年現在、イギリス（グレート・ブリテン）の総人口約5,400万人のうち、移民は約300万人で5.5%を占める。このうちアイルランド系が71万人（23.8%）、旧英連邦系が14万人（4.8%）であり、これに対して新英連邦系は115万人（38.6%）である。ヨーロッパ諸国等出身者は98万人（32.9%）を占める。これをもう少し詳しくみると、最も多いのがアイルランド系であり、これは今日に限ったことではない。第二に多いのはインド、パキスタン系である。第三は西インド諸島出身者であり、なかでもジャマイカが多い。西インド諸島の黒人についていえば、アメリカ合衆国が1952年にマッカラン法により移民制限を決定したことが、イギリスへの流入を促す原因となった。ドイツ系ではナチスの迫害を逃れてきたユダヤ系が多い。ポーランド系は、第二次大戦中にイギリス軍の指揮下で枢軸国軍と闘ったポーランド軍兵士や難民が社会主義化した

祖国に帰ることを拒み、イギリスに帰化したことによる。いずれも第二次大戦にともなう歴史的産物といってよく、その後の流入は少ない。表2が示すように、近年のイギリスで増加しているのはインド、パキスタン、西インド諸島等の新英連邦出身者であり、有色人種（黒人も多い）である。またイギリスでは出生地主義をとっているため、統計が出生地別となっており、有色移民の二世のうち、イギリス本国で生まれた者は、この表には含まれていない点に注意しなくてはならない。

フランスに目を転じよう。表3の1982年の欄が示すように、約368万人の外国人が存在し、これはフランスの総人口約5,400万人の7%に相当する。移民は大まかに二つのブロックに分かれる。第一はヨーロッパ系であり、全体で176万人(47.8%)を占める。1982年の時点ではポルトガル、イタリア、スペインが多い。伝統的に移民を供給してきたイタリア、ベルギー、ポーランドが減少し、かわってヨーロッパのなかでも中後進国であるスペイン、ポルトガルが多数を占め、とりわけポルトガルが急増している。第二はアフリカ・アジア系であり、アフリカ系が157万人(42.8%)、アジア系が29万人(8.0%)を占めるに至り、国別ではアルジェリア、モロッコ、チュニジア、トルコが多い。いずれも近年におけるフランスの経済成長の過程で急増してきた。ここで注目すべきは、旧植民地からの移民が多いという点である。またイスラム系移民が近年増加しており、1982年の時点で全体の4割をこえる。表3を全体として眺めると、ヨーロッパ系が81.1%(1954年)から47.8%(1982年)に激減し、これと逆比例してアフリカ系が13.0%から42.8%に急増していることがわ

表1 グレート・ブリテンにおける移民の出生地
(1971年国勢調査: 単位千人, カッコ内は%)

出 生 地	1971年における人数
I. アイルランド共和国	709 (23.8)
II. 旧英連邦	143 (4.8)
オーストラリア	57 (1.9)
カナダ	65 (2.2)
ニュージーランド	21 (0.7)
III. 新英連邦	1,151 (38.6)
(i) アフリカ	164 (5.5)
ケニア	60 (2.0)
ナイジェリア	29 (1.0)
(ii) アメリカ	304 (10.2)
バルバドス	27 (0.9)
ガイアナ	21 (0.7)
ジャマイカ	172 (5.8)
(iii) アジア, オセアニア	638 (21.4)
キプロス	73 (2.5)
香 港	30 (1.0)
インド	322 (10.8)
パキスタン	140 (4.7)
(iv) ヨーロッパ	45 (1.5)
IV. その他の諸国	980 (32.9)
(i) ヨーロッパ	
フランス	36 (1.2)
ドイツ	158 (5.3)
イタリア	109 (3.7)
ポーランド	111 (3.7)
スペイン	49 (1.7)
(ii) アメリカ	
アメリカ合衆国	111 (3.7)
(iii) その他	
南アフリカ共和国	46 (1.5)
ソヴィエト連邦	48 (1.6)
移 民 総 数	2,983 (100.0)

(出所) Census 1971, Great Britain, Country of Birth Tables
より作成。

かる。今日のフランスの移民問題は、アフリカ系移民、イスラム系移民の問題である。フランスの場合も、フランス本国で生まれた移民二世はフラ

表2 グレート・ブリテンにおける移民の出生地

(1951~1971年: 単位千人, カッコ内は%)

出 生 地	1951年	1961年	1966年	1971年
I. アイルランド共和国	532 (33.9)	709 (32.2)	732 (28.2)	709 (23.8)
II. 旧英連邦	99 (6.3)	110 (5.0)	125 (4.8)	143 (4.8)
III. 新英連邦	218 (13.9)	541 (24.6)	853 (32.9)	1,151 (38.6)
IV. その他の諸国	722 (46.0)	842 (38.2)	886 (34.1)	980 (32.9)
移 民 総 数	1,571 (100.0)	2,202 (100.0)	2,596 (100.0)	2,983 (100.0)

(出所) Community Relations 1973-74—The Annual Report of the Community Relations Commission,
London Majesty's Stationery Office, 1974, p. 90 より作成。

表3 フランスにおける外国人人口の推移

(各国勢調査年: 単位千人, カッコ内は%)

国 籍	1954年	1975年	1982年
ヨーロッパ	1,431 (81.1)	2,103 (61.1)	1,760 (47.8)
スペイン	289 (16.3)	497 (14.4)	321 (8.7)
イタリア	508 (28.8)	462 (13.4)	334 (9.1)
ポルトガル	20 (1.1)	759 (23.1)	765 (20.8)
ポーランド	269 (15.2)	94 (2.7)	65 (1.8)
ユーゴスラヴィア	17 (1.0)	70 (2.0)	64 (1.7)
ドイツ	53 (3.0)	43 (1.3)	44 (1.2)
ベルギー	106 (6.0)	56 (1.6)	50 (1.4)
その他のヨーロッパ諸国	168 (9.5)	121 (3.5)	117 (3.2)
アフリカ	230 (13.0)	1,192 (34.6)	1,574 (42.8)
アルジェリア	212 (12.0)	711 (20.7)	796 (21.6)
モロッコ	11 (0.6)	260 (7.6)	431 (11.7)
チュニジア	5 (0.2)	140 (4.1)	189 (5.1)
その他のアフリカ諸国		70 (2.0)	138 (3.8)
アジア	41 (2.3)	104 (3.0)	294 (8.0)
トルコ	5 (0.2)	51 (1.5)	124 (3.4)
その他のアジア諸国 (ソ連を含まない)	35 (2.0)	55 (5.6)	170 (4.6)
その他	64 (3.6)	43 (1.2)	53 (1.4)
外国人総数	1,765 (100.0)	3,442 (100.0)	3,680 (100.0)

(出所) Recensement général de 1982, INSEE, février 1984 等より作成, [宮島, 1986] より転載。

ンス国籍を有し、統計上は登場しない。さらに不法入国移民(後述)は、この統計には含まれておらず、実際の外国人数はこれよりも多い。フランスが隣国と陸続きのため、外国人の流入が比較的容易であるのに対して、イギリスは島国であり、これが相対的に困難であることもつけ加えておくべきだろう。

このように戦後のイギリスとフランスは、移民問題を共有してきたが、両国の対応は必ずしも同じではない。以下、B. バディとP. ビルンボームが提示した社会学的国家論に注目しながら²⁾、「強い国家」「弱い国家」といった国家類型上の相違が、異なった移民政策を生み、異なった経緯をたどらせた点を議論してみたい。われわれはとすると、移民問題について類似したイメージを抱きやすい。しかし移民問題は、ビルンボームが他のいくつかの領域で示したように³⁾、「強い国家」「弱い国家」といった国家類型により相当異なるというのが、本稿の最も主張したい点である。「強い国家」「弱い国家」をここで簡単に定義しておこう。「強い国家」とは、国家機構の分化・制度

化・自律化が進み、専門家集団としての膨大な官僚機構を備え、市民社会への国家テクノクラートの介入が際立った場合である。逆に「弱い国家」とは、国家機構の分化・制度化・自律化が進まず、官僚機構も未整備であり、その専門化の度合いも低く、市民社会の自律性が強く、それが国家に対して相対的に優位にあるような場合である。誤解を避けるために一言添えておけば、「強い国家」「弱い国家」は国力や軍事力の大小を示す概念では全くなく、国家機構が市民社会に対してどの程度の規制力、介入力を有するかを示す概念である。両概念のより具体的な内容は、各章で触れることにする。

III 責任主体——政治家かテクノクラートか

均質性と社会的合意を旨とするイギリス社会において、有色移民は一種の「異物」として受け取られやすい。しかし、従来経験したことの無いこの種の問題も、さしあたっては既存の政治システムのなかで対処する以外になく、問題解決の責任

を負う主体は、「弱い国家」イギリスの場合は、テクノクラートというよりは議会であり政治家である。議会や政治家の背後には、移民の導入に賛成したり反対したりする諸々の利害集団が存在することはいうまでもない。したがって、移民問題も政治問題ないしは人種問題として扱われやすい。さて、人種問題に関していえば、保守党と労働党との政治的隔たりは非常に大きなものではなく、人種問題を政治的争点とせず社会的合意の維持をはかるという点で、両党多数派間の妥協が形成されやすい。それゆえ両党とも、人種問題を、とすると「脱政治化」する政策をとってきた。下部大衆のレベルでは有色人種への反発、肌の色による差別が存在しており、そうした世論のなかに移民問題を投げ込んだ場合、それはイギリスの政治状況を混乱におとし入れるという危惧がエリートたちの認識の背後にあるように思われる。

これに対してフランスは、行政府、テクノクラート主導の社会であり、議会や議員の地位は相対的に低い〔梶田、1985〕。それゆえ移民問題の場合も、責任主体はテクノクラートであって政治家ではない。つまりテクノクラートが「公的利益」を念頭において対処すべき行政上の課題なのである。それゆえ移民問題は、社会計画、人口政策、労働力政策といった文脈で取り扱われることが多く、一言でいえば経済問題とみられ、それが政治問題、人種問題として取り扱われてきたイギリスと好対照をなす。こうした行政主導によってフランスの移民問題は、そもそも当初から「脱政治化」されてきた。

この移民問題の「脱政治化」というエリート間の「沈黙の陰謀」に対して、イギリスでは反有色移民勢力が異議を唱えることになる。1968年に保守党の著名な政治家である E. パウエルが、一般大衆の反移民感情を背景にして移民問題の争点化を試み、一定程度それに成功した。以後数年間にわたり移民問題はイギリス政界の中心的争点となる。大政党の代表的政治家によって移民問題の論争化がなされたケースは、フランスの場合、存在しない。

それがイギリスで可能となった理由を考えてみ

よう。第一に、「弱い国家」イギリスでは社会の中心に議会、政治家が位置し、政治問題化しやすい。第二に、イギリスは、高い経済成長率を誇ったフランスと比べ相対的に経済的低迷を経験していた。第三に、これと関連して当時のイギリスは、ナショナル・アイデンティティの危機とも呼びうる状況下にあった。東アフリカからの多数のアジア人のイギリス流入にみられるように、移民問題が深刻化し、また国内には北アイルランド紛争を抱え、さらに EC 加盟問題で揺れていた。英連邦といい EC といい、いずれもイギリスのナショナル・アイデンティティの根幹にかかわる問題といえる。こうした「正統性の危機」(J. ハバーマス)のなかで、パウエルは「小英国主義」(“Little England”), 「白英主義」(“White Britain”) という新しい正統性の根拠を提示するのである〔Smithies and Fiddick, 1969〕。当時のヒース保守党政権がテクノクラート中心の EC 路線をとり、また労働党が西欧、アメリカと距離をとった政策を主張したのに対して、パウエルはイギリスの凋落による正統性の危機をふまえつつ、英連邦も EC も拒否し、「小英国主義」「白英主義」を主張するのである。移民問題は、こうしたナショナル・アイデンティティの危機の真っ只中に位置していたのである。

これに対してフランスでは、人種問題は必ずしも政治的争点の中心には位置せず、脱政治化が一般的であった。その理由としては、第一に、長い植民地の歴史をもつイギリスと比べ、フランスでは旧植民地からの移民の流入は、比較的最近の現象である。当初は一時的な労働力という認識が、フランス政府の側にも移民自身の側にもあった。フランスにおける移民は、イギリスの場合とは異なり市民権をもっていないのである。第二に、1958年の第五共和制の成立により議会の役割がいままで以上に低下し、移民問題も行政的課題という意味合いを強めた。パウエルのようなタイプの政治家が登場しにくい制度的背景があったのである。第三に、フランスでは伝統的に近隣ラテン系諸国からの移民が多く、同化の能力への信頼が存在する。それゆえ移民の拒否というよりは、移民もフランスの生活に溶け込むべしとする世論が強

かった。第四に、フランスは1970年代半ばまで相対的に好況に恵まれてきた。またイギリスのようなナショナル・アイデンティティの危機を経験しなかった。ド・ゴールのフランスは、旧来の植民地体制から EC 体制へと劇的な転換をはかり、EC の盟主たらしめた。この時期のド・ゴールのナショナリズムが明らかにしているように、フランスのナショナル・アイデンティティは一貫して保持されたのである。

とはいえフランスでも、1970年代後半になって経済不況が深刻化し、大量の失業者が発生し、極右勢力を中心として反移民運動、人種差別が活発化する。1980年代の左翼政権下で保守政党 (RPR, UDF) の一部にも極右勢力と結ぶ動きが現れるが、それにもかかわらず極右勢力と保守政党とははっきり区別され、後者を反移民勢力と呼ぶことはできない。それゆえフランスでは、イギリスとは異なり、テクノクラート主導に体質的に反発する国民戦線等の極右勢力のみが、正面から反移民運動を展開するのである。

以上のようにイギリスとフランスとでは、国家類型の違いを反映して、この問題を担う中心的な責任主体も、この問題を扱う用語や文脈も異なるのである。

IV 「労働力」観点の有無——人種問題か経済問題か

移民を「労働力」という観点からみる傾向の有無について考えてみたい。大まかにいうとイギリスは「弱い国家」ということもあり、戦後においてもテクノクラート主導の計画経済という性格が弱く、移民労働者の計画的導入という政策を強くはもたなかった。政府は、政策主体として行動するというよりは諸利害の調整を旨とし、移民労働者の導入を任務とする行政部局も存在しなかった。これに対して戦後のフランスは「強い国家」ということもあり、テクノクラート主導の計画経済という性格を強くもち、経済的観点から移民労働者の導入がなされた。政府自体が移民を導入し、移民問題は少なくとも1970年代半ばまでは、ほぼ経済的用語で把握されてきた。ところで、経済的観

点からの移民把握の前提として、労働力不足と経済的好況がある。それゆえ、こうした経済的アプローチは「強い国家」の直接的帰結とは必ずしもいえない。しかし、移民問題における経済的性格の優位は、「強い国家」の下でのテクノクラート主導の経済政策や社会計画と密接に関連していることも否定できない。逆に、イギリスにおける経済的観点からの移民把握の欠如の前提として、経済的状况の相対的悪さがある。それゆえ、経済的アプローチの不在は「弱い国家」の直接的帰結とは必ずしもいえない。しかし、移民問題における人種的・政治的性格の優位は、「弱い国家」の下での世論レベルでの政治問題化と密接に関係していることも否定できない。

経済的観点からの移民把握といえば、従来から存在するのが「産業予備軍」という考え方である。単純化して説明すれば、資本家にとって労働力過剰を創出することが労働者の団結を切り崩し労賃を切り下げるうえで有効であり、こうした状況下では「産業予備軍」として導入された移民労働者と本国労働者との間に競合関係が生まれ、しばしば本国労働者の不安を生むというものである。この議論を念頭におきながら「労働力」としての移民という観点が、両国にどの程度存在するかをみてみたい。

F. エンゲルスも指摘したように、イギリスには産業革命期においてすでに大量のアイルランド移民が存在し、彼らなくしてイギリスの産業発展はなかったとさえいわれている。しかし、舞台を戦後に移すと、こうした経済的観点からの移民は、それほど顕著ではない。戦後直後、労働力不足が深刻化し、多くのポーランド軍兵士がイギリスに帰化した。また難民救済を建前として、ヨーロッパ志願労働者が募集され東欧を中心に多くの人々がイギリスに流入した。いずれも戦争の影響を色濃く残した例外的ケースであるが、労働力不足を補うための移民政策という性格をもっていた。また戦後のイギリスで医療労働者が不足したことから、英連邦からの導入がはかられた。イギリスでは、英語の使用ということもあり、優れた技能をもつ者にとって職業機会が本国のみならずアメリ

カにも広がっていることが、しばしば「頭脳流出」を生み、これを補うべく技能を有した労働者の導入がはかられる。しかし、移民にしる難民にしろ、本国の労働組合にとっては脅威であり、本国労働者を守るべく働きかけがなされた。労働組合が移民を認める場合でも、イギリス人労働者と競合しないこと、不況時において最初に解雇されるのは移民労働者であるべきこと、最低賃金が保証されること、移民労働者も労働組合に入るべきこと等々が追求された。

さて、1950年代後半から1960年代に流入してきたのは英連邦からの有色移民であり、イギリスは史上初めて大量の有色移民を抱えることになる。しかし、上記の戦争直後を除けば、またキプロス系等の一部の例外を除けば、保守党政権も労働党政権も英連邦から労働力移民を導入しようとした形跡はない。またフランスと異なり、人口は必ずしも不足しているとはいえず、人口政策が追求された形跡もない。自由党は移民の導入に賛成であったが、政策に影響を及ぼす力をもたなかった。むしろ移民の導入に積極的だったのは、経済誌『エコノミスト』であり〔Freeman, 1979: pp. 184-191〕、冷静な経済的観点から労働力の導入を主張した。経済的見地からフランスや西ドイツとの競合を強く意識した見解であったといえる。要するにイギリスでは、近隣先進諸国と比べて相対的に成長が鈍化しているゆえに労働力移民の導入は政策課題にのぼらず、また逆に、移民労働者を導入しなかったゆえに成長が妨げられたといえなくもない。結果的には、移民労働者の国民経済への影響力は小さく、英連邦からの移民を「産業予備軍」と考えることが可能かどうか疑問である。イギリスにおいて伝統的に「産業予備軍」を構成してきたのはむしろアイルランド人であり、彼らは後日、英連邦からの移民が停止されてからも EC 加盟国のメンバーとして自由にイギリスに流入している。

とはいえ、西インド諸島、インド、パキスタン等の移民が大量に流入してきたことは否定しえない事実である。彼らはイギリスと旧植民地との結びつきを利用して自由に、かつ合法的に流入した。移民数の増加が続き、1958年にノッティンガムと

ロンドンで有色移民に対する白人による暴動が発生したのを契機に、移民法の制定の動きが起こり、1962年にはパウチャー・システムの採用が決定され、自由な移民の流入が停止される。これにともない1961～62年には大量の移民ラッシュが起こる。そして英連邦からの移民の制限が、1968年、1971年の移民法でより強化される。1964年に成立した労働党政権も、当初の立場を放棄し移民の入国規制に乗り出す一方、後述する人種関係法の成立によって国内の人種関係の改善に努めた。これらはいずれも、政府の移民への対応策が、経済的理由からではなく政治的理由から行われたことを示している。東アフリカ諸国のアフリカ化政策にともなうアジア人のイギリスへの流入も、国外の政治的要因により発生したものである。イギリスの移民問題においては、政治の経済に対する優位が常に認められる。

戦後フランスの移民政策は、人口政策と労働力政策の合体といってよい。出生率の低迷にともなう人口の自然増の低下と老齢化が続き、第一次、第二次大戦で多数の戦死者を出したことから、戦後の復興とその後の経済成長にとっての人口政策の必要性が、政策担当者によって強く意識された。戦後、フランス経済の計画化の任にあたった J. モネは、1946年にすでにフランスの経済復興には100万人の海外からの労働者の導入が必要であると述べ、またド・ゴールも「1億人のフランスを」と強調している。テクノクラートの経済計画は、労働力政策、人口政策とも密接に結びついていた。

こうした歴史的使命をおびて、1945年に移民公団 (ONI) が創設されるが、これは国家的政策として組織的かつ独占的に移民の徴募と導入を行うことを示したものといえる。またマグレブ諸国からの100万人をこす入植民のフランスへの帰還も、労働力という点では無視できない。戦後直後の移民にはイタリア、スペインを中心とした近隣のラテン系が多かったが、50年代後半からの経済成長期になるとアフリカ系が多くなり、人口政策から労働力政策へと力点が移る。フランスは周囲の移民供給国と移民の導入に関する二国間協定を結び労働力の確保をはかる。ただし現実の移民の流入

は、こうした国家的政策の枠をこえて進展し、ONIの公式ルートを経ずに非合法的に入国する移民が多数にのぼる。フランス経団連(CNPF)はONIの非効率性を批判し、政府も事実上、非合法的な移民の流入を認め、1968年には非合法移民が全体の8割にも達する。ただ、このレッセフェールとも呼びうる状況も政策の枠内にあり、政府が直接的な統制の必要を感じた1968年以降は、より規制された移民政策へと移行する。このようにフランスへの移民の場合、「産業予備軍」的性格が強いが、必ずしも厳密な意味で「産業予備軍」的政策とはいえない。というのも、政府は完全雇用を旨とし、主観的には、仮に労働力過剰となったり失業が発生したりした場合には移民を本国に送還すること、つまりあくまでも一時的な移民の導入を考えていたからである。

しかし1968年以降、経済界において移民労働力への関心が弱まる。その理由は第一に、技術革新への関心が高まり、途上国からの移民の導入は技術革新や近代化にとってむしろブレーキとなるという考え方が徐々に生まれてきたからである。これは、移民導入を経験しなかった日本の経済成長との対比という形で、今日、より尖鋭に自覚されている⁴⁾。第二に、潜在的な国内労働力をより有効に利用するという考え方が生まれたからである。これは農業国からのさらなる脱皮、女性労働力の利用、さらには技術訓練による労働力の高度化という形で議論にのぼる。また政府テクノクラートも、大量の移民の導入は事実上不可能と判断するに至る。その理由は第一に、発展レベルが大きく異なる国からの移民の流入は、自然な規制力が働かなくなるゆえ好ましくないと考えられるからである。出生率の違いは、その一例である。この考え方の背後には、後述する「許容の限界」というフランス独特な考え方がある。もちろんEC諸国からの移民の場合には、こうした問題はない。問題なのは近年増加しているマグレブ系移民である。第二は、イタリア、スペイン等の近隣ラテン系諸国からの移民の場合、一つには西ドイツやスイスとの競合により、一つには移民供給国自体の産業化により、フランスに移民する魅力が減少してき

たからである。こうした状況下で、石油危機を契機にして、1974年に移民の導入が停止される。

ただ、テクノクラートによる経済計画という点で興味深いのは、移民停止後も移民数が必ずしも減少していないという点である。なぜなら、「豊かな社会」の実現により本国労働者のなかに期待の上昇が起こり、「労働者階級のブルジョア化」の進行によって、フランス人労働者は不況時といえども、かつて自らが就いていた「単調な」「きたない」労働に就きたがらなくなったからである。また他方では、政府も移民自身も一時的と思って入国してきたのが、1974年の新規移民の禁止以降、むしろ故国から家族を呼び寄せる、いわゆる「再結合」に拍車をかけ、定住化を促進する結果を生んだからである。いずれもテクノクラートの社会計画を裏切る「意図せざる結果」といえる。

フランスにおいて移民問題が政治問題化しなかったわけではない。1958～62年には、アルジェリア独立をめぐって多くの入植者がフランスに帰還し、反アルジェリア感情が強まった。1973年には、マルセイユでアルジェリア人移民によるフランス人バス運転手の殺害事件を契機として、多くのマグレブ系移民が殺され、アルジェリア政府はこれに抗議して移民の送出を停止した。しかし、1980年代以降は別とすれば、移民問題が深刻な政治問題と化したことは少ないといってよい。

ここで「移民と福祉国家」という論点にも触れておきたい。この場合、二つの点が考えられる。第一は、移民導入がもたらす利点である。一般に移民は、一時的滞在ゆえ貯蓄に努め、また賃金も本国労働者より安いゆえ、反インフレの効果をもつといえる。第二は、移民導入のコストである。政府は住宅、学校、病院等の社会的サービスに資金を投入しなければならない。また、多くの子供を抱える移民家族にとって、出生率が低く扶養手当の多い福祉国家内での生活は一つの魅力であろう。さらには人種関係の悪化によって、いわゆる「治安コスト」も高くなる。イギリスでは移民の権利意識も高く、福祉国家内で本国労働者と同等の市民的・政治的権利を有することから、コストの問題が表面化しやすい。しかしながら、移民は

本国労働者ほど福祉国家の恩恵を受けていないこともまた事実である。というのは、一般に移民は若く、相対的に健康なことから、福祉国家のなかで社会的サービスを受ける以上に福祉国家の維持に貢献しているからである。スウェーデンのような高齢化社会では、移民労働者が高齢者福祉を支えているともいえるのである。

フランスでは、移民のコストの問題はイギリスほどは顕在化しなかった。それは、イギリスに比べて一時滞在者が多く、彼らは市民権をもっていないからである。とはいえ1970年代後半以来、一方では、不況の深刻化にともなって多数の失業者が発生し、他方では、移民の多くが永住の途を選択し、イギリスと同様、移民の第二世代が登場しており、社会的コスト面がしだいに目立ってきている。

V 法体系上の扱い——慣習法か厳密な法か

「強い国家」の下では、しばしば「一般利益」のイデオロギーが力を有し「公対私」という二分法が顕著となる。これに対して「弱い国家」の下では、諸個人は中間集団の影響を引きずっており、公私の二分法は曖昧となる。法律についても「強い国家」では公私の区別が明確であり、首尾一貫した厳密な法体系が形成されやすいのに対して、「弱い国家」では市民社会の法である慣習法が一般的である。いうまでもなく前者の代表がフランスであり、後者の代表がイギリスである。戦後の両国の移民政策上の相違を際立たせる一つの点は、移民の市民権上の相違である。この相違には、一方では両国の植民地問題の戦後処理という点での相違が、他方では両国の法体系上の相違が関係している。これを市民権の規定と、入国の規定という点からみてみよう。

市民権に関していえば、フランスでは、「強い国家」の下での厳密な法体系を反映して、明確な形で国籍を規定しており、フランス人であるか否かについて曖昧さはない。これに対してイギリスでは、「弱い国家」の下での慣習法を反映して、また旧大英帝国のあり方を反映して国籍の明確な

規定をもたなかった。旧植民地の多くは、独立後、英連邦に属することになる。独立国における白人入植者の地位の問題が絡まって、1948年にイギリス国籍法が制定され、これによりイギリスの市民権について二つのカテゴリーが定められた。第一は、かつての植民地であり今日の英連邦構成国の市民権を有する者、第二は、連合王国とその植民地の市民権を有する者である。いずれも連合王国の臣民であると同時に英連邦の市民であり、後者は、1962年までイギリス本国では連合王国市民と同じ市民的・政治的権利を有し、イギリス本国への自由な流入を保証された。フランスの場合、独立国内に住むフランス人の規定を定め、1960年にはこれらの人々はその国の市民となること、および希望によってフランスの市民権を請求できることを定めた。

次に入国の問題を見てみよう〔石田、1975〕〔Freeman, 1979〕。戦後イギリスの移民政策の歴史は、植民地時代以来あまりにも拡大されてきた市民権をしだいに厳しく定義し直し、入国を制限してきた歴史といってよい。西インド諸島やインドからの有色移民の流入に脅威を感じたイギリスは、これを制限するために、とはいえ旧植民地下の白人には入国の可能性を残すために苦慮する。イギリス政府にこうした措置をとらせた要因は、それ以外にもある。第一に、1960年代におけるタンザニア、ウガンダ、ケニアの独立に際して、この地域に居住していたインド、パキスタン系を中心とするアジア人には国籍の選択が許され、アフリカ化政策に脅威を感じた彼らの多くは連合王国市民の資格を選んだ。その結果、多くのアジア人がイギリス本国に流入し、これを阻止すべく1968年に英連邦移民法が制定された。第二に、1973年におけるイギリスのEC加盟により、EC内部で自由な労働力移動を保証する必要から、連合王国および英連邦の市民権とEC加盟国出身者の権利との調整の必要が生じた。イギリスにとっての最大の問題意識は、白人の旧植民者の入国を許し英連邦からの有色人種の入国を制限することであり、かつこれを人種的カテゴリーを使用することなく行うことであった。こうしたなかから1971年の移民

法では、「パトリアル」(patrial) という概念が採用され、出生地、父母、祖父母といったイギリス本国との個人的結びつきをもつ者にのみ入国を認めた。「パトリアル」には白人入植者の子孫が含まれ、英連邦出身の非白人は排除される。その意味で「パトリアル」概念の採用は、苦肉の策であり、イギリスの市民社会に内在する有色人種に対する差別観を反映し、法的一貫性を欠いたものといえる。これに EC の規定が絡み、結果的にはイギリスへの入国規定は非常に複雑なものとなってしまった。以後、イギリスは、英連邦市民を一般外国人と同一の管理下におくことになる。彼らに入国を認める場合にも建前としては、イギリスの労働力事情によるという方針がとられるが、一貫した労働力政策という観点から移民の導入はなされず、常に政治的、人種的理由が優先されてきた点は先述したとおりである。

フランスの場合、入国の問題は明確である。フランスの市民権をもつ者ともたない者は峻別される。例外的に1962年までアルジェリア人がフランスの市民権をもち、また海外県、海外領土の住民もまたフランスの市民権をもち、今日に至っても自由に入国している。とはいえ、それ以外の国々からの移民はフランスの市民権は与えられない。とりわけ政治的権利という点では明確な区別が存在する。ただ、法的にはこうした制約を受けたが、1968年までは非合法的な移民の入国を事実上認めたこともあり、入国それ自体はイギリスと比べて相対的に容易であった。イギリスにとっての英連邦に対応するものに「フランコフォニー」(franco-phonie) つまりフランス語が話される地域の連合がある。しかし、これはフランスが植民地を放棄した後、再度これらの国に対して文化的対話や経済社会的交渉を喚起し、フランス語を媒介とした

連帯を形成しようとしたものであって、もちろん法的構造ではない〔山本、1986〕。

ここで両法体系の下での移民の自己規定ないしは権利意識に注目したい。フランスの場合、移民は市民権をもたず、したがってフランス本国人とは異なった扱いを受ける。フランス生まれの二世は別として、移民自身もそのことを自覚しているといえる。これに対してイギリスの場合、イギリスへの自由な入国が可能であった経緯があり、しかも連合王国市民と同等の市民的・政治的権利を有し、それゆえ彼ら自身も、これを当然の権利とみる傾向が強い。つまり本国人との格差や差別に敏感であり、本国人と比較して相対的剝奪感を抱きやすい。フランスでは、1980年代の社会党政権の下で移民にも地方選挙での投票権を与えるべしとの議論がなされ、一部の市町村ではそれが実験的に試みられているが、これに賛成するフランス人は必ずしも多くない。かくしてイギリスの移民はフランスに比べ、数としては必ずしも多くはないが、より深刻な国内問題を生み出しているといえる。人種暴動がイギリスで多発し、フランスではいまのところ発生していない原因の一つは、こうした市民権上の相違、権利意識の上での相違にあるのではないか。

本稿の文脈とはやや離れるが、市民権の有無、本国と旧植民地との歴史的・法的結びつきの有無という点から、移民の自己規定の相違、権利意識の強弱に注目し、各国を一つの軸の上に並べてみよう。西ドイツやスイスの場合、移民労働者は「ガストアルバイター」という言葉が示すように一時滞在者というニュアンスが強く、しかも移民供給国との間に植民地等の歴史的関係はない。スイスでは、移民の定住化は極力避けられている。これに対してアメリカ合衆国の場合はどうか。も

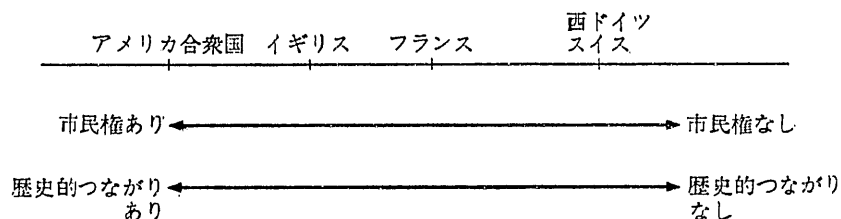


図1 欧米移民受入国の比較

もちろん黒人は人種的少数者ではあっても移民とはいえない。しかし、この黒人も含めてヒスパニック系や東洋系の移民は、アメリカが移民の国ということもあり、アメリカの市民権を相対的に取得しやすいし、事実取得している。それゆえ彼らの市民としての自己規定と権利意識はイギリスの場合以上に強いといえる。1960年代以降のアメリカにおける黒人の公民権運動、大都市での人種暴動の多発、福祉国家下での少数者集団への「積極的差別解消策」(Affirmative Action)の実施は、アメリカ的状况のなかでのみ可能であった。このように移民ないし少数民族といっても一律に論ずることは不可能であり、彼らのおかれた立場、自己規定は、各国間の移民問題の相違を知るうえで決定的に重要である。

VI 移民問題の位相——コミュニティー・レベルか国家レベルか

「強い国家」とは、職業、地域、民族、宗教、言語集団等の中間集団の自律性と正統性を認めず、国家が最重要ではば唯一の帰属集団であるような場合をさす。これに対して「弱い国家」の場合は、上記の中間集団への帰属が通常であり、事実、国民一人ひとりと国家との間に多くの中間集団が存在する。ここでは自発的結社の噴出がみられる。この「弱い国家」は、別の角度からみると各種の集団の圧力にさらされた国家ともいえる。

移民問題において、こうした中間集団の正統性の有無は、どのような帰結を生むか。「弱い国家」イギリスにおける責任主体は議会であり、議員の背後には多くの活発な集団が存在する。そのなかには反移民集団もあれば、逆に人種差別の解消をめざす集団もある。いずれにしても国内の移民に対する国家の直接的統制は弱く、中間集団レベルの活動が移民問題に対する実質的対応をなしている。イギリス政府は有色移民の大量の流入に対応して、一方では「外への」対応として1962年、1968年、1971年に移民法を制定して移民を制限・停止し、他方では「内への」対応として、労働党政権下で1965年に人種関係法を定め、人種的敵意

を促進する言論行為や公共の場での差別行為を禁じ、中央に人種関係委員会、地方に地方調整委員会を設置した。1968年の人種関係法では、この措置を強め、差別禁止の適用範囲を雇用、住宅、商業サービス等の分野に拡大し、中央に地域関係委員会を追加し、有色人種密集地域には地域関係評議会を設置して人種関係の改善に努めた。1976年には、性差別禁止法と同一の手続きをとる必要が生じ、意図的差別だけを違法差別とする定義を改め、結果的な差別も適用範囲に含めるに至った〔石田、1975；1985〕。

こうした一連の「内への」対応のもつ政治社会学的意味は何か。第一に、実質的な活動主体が中央政府ではなく地域やコミュニティーである。これらの主体は、公的ないし準公的機関であるが、これが同時に市民の自発的結社の援助の下で動いているという点が重要である〔石田、1985〕〔田辺、1985〕。こうした措置は、一方では地方分権化を積極的に進め、自発的結社の力をかりつつ人種差別を解消し、移民の生活上の改善をめざすものである。しかし、それは他方では、後述する「間接統治」に近い形態であり、移民の声が政治行動へと集約されるのを回避し、彼らの抗議を比較的無害な回路へと方向づける方策といえなくもない。第二に、一連の人種関係法は、人種差別行為を罰するものというよりは、人々に人種差別解消を勧告するという性格が強い。つまりこれらの機関は、強い強制力をもたず有色人種に対して特権的規定を付与するものでは必ずしもなく、どちらかというと個人のレベル、モラルのレベルに位置する問題に対応すべく設置された。つまりイギリスは、移民集団に対して通常の市民権をこえた特別措置を講ずることを拒否し、移民集団が圧力集団化し特権的地位を獲得することを注意深く避けている。とはいえ、こうしたイギリスの対応はコミュニティーに問題解決を委ねるという点で、少数民族の自律性や文化を一部認める結果とはなっている。ただ、この「文化的多元主義」への傾向は、その積極的承認というよりは、「弱い国家」イギリスから派生した一帰結とみた方がよさそうである。

「強い国家」フランスにおいては、移民問題は

国家官僚にとっての直接の課題であって、地区委員会等の機関は存在しない。もちろん各種の自発的結社や政治集団は存在するが、それがイギリスの場合のようにコミュニティ・レベルの諸機関と結びつくことはない。つまりフランスの場合、国家こそが移民問題へのほぼ唯一の対応主体といってよい。先述したように移民の導入・規制も、ONI の設置にみられるように国家のマクロ的政策として実行されてきた。1960年代における移民の劣悪な居住環境問題（ビドンヴィル等）のように、緊急な対応を必要とする問題に対しては、国家の介入がなされ多少の優遇措置もとられた。これは、移民たちの特殊な状況に対する一時的対応といってよい。そこには、国家の特別措置が移民の既得権として半永久化すること、あるいは移民の特権集団化への危惧はほとんどない。イギリスとのこうした相違は、フランスにおける移民の法的地位の低さによるのみならず、フランスが強固な中央集権国家であり、中間集団の自律化への恐れがなく、国家の行政上の措置が必要に応じて容易に変更するという認識があるためと思われる。

移民問題が国家テクノクラートによるマクロ的政策の対象であることを示すフランス的な例の一つ挙げておこう。それは、フランスに特有な「許容の限界」という考え方である〔Freeman, 1979: pp. 157-162〕。この言葉は日常生活のなかでも使用されている。その意味内容は、当該社会の移民数が一定の割合をこえると、それがフランス社会への同化を拒む均質な集団とネットワークを形成してしまい、通常ではみられない「新しい現象」が登場するというものである。例えば、3割をこえる移民の子弟によって占められた小中学校では通常の教育機能は期待できないといった意見が強い。住宅等の領域でも同様である。こうした状況下では、もちろん人種差別が発生しやすい。そこで「許容の限界」をこえて住民が増大したと判断される場合に、国家は介入し規制を加えることになる。この「許容の限界」という考え方の背後には、差別や偏見は一般的に論ずるべきではなく、「許容の限界」をこえたときに発生する反応は、むしろ正常なものだという見方があるように思わ

れる。関心の焦点は個人レベルでの差別や偏見というよりも社会構造の問題であり、これをマクロ的に制御するのが国家というわけである。

ここで、移民に特権的優遇策を講じることに対してイギリス人が抱く危惧に触れておきたい。イギリスとともに「弱い国家」の代表ともいえるアメリカ合衆国において、1960年代以降、公民権運動および黒人解放運動が展開された。連邦政府の軍隊の力をかりて強行された「強制バス通学」は、いまなお鮮明な記憶として残っている。1960年代から70年代にかけて福祉国家化が進展し、社会的・経済的差別を撤廃し平等化を実現すべく黒人等の少数民族に対して「積極的差別解消策」が実行された〔横田, 1985〕。周知のように、「積極的差別解消策」は社会政策上の焦点を「機会の平等」から「結果の平等」へと移行させ、アメリカが建国以来、基本的理念として保持してきた個人の自由を制限するもののだとして、とりわけ新保守主義の側から批判が寄せられた。その代表的イデオログともいえる N. グレーザーや D. ベルは「積極的差別解消策」が実は多数派白人に対する「逆差別」あるいは「差別撤廃的差別」であると批判した〔Glazer, 1975; 1983〕〔Bell, 1973: 最終章〕。

イギリスの移民政策には、同じアングロサクソン系に属するこのアメリカの経験が大きな影を落としている。1964年から1968年にかけて、イギリスは二つの人種関係法を制定したが、その背景にはアメリカの黒人問題があり、1965年の労働党による「英連邦移民白書」も、人種問題がアメリカのように深刻化するのを防止することが第一の課題であると述べている。イギリスの場合、アメリカの人種暴動への恐怖とともに、黒人等に優遇措置を講ずることによって彼らが政治的圧力集団化することへの危惧もあったと思われる。したがってイギリスの人種関係法にもとづくさまざまな活動も、リベラルで勧告的なものにとどまり、強い規制力を持ち社会構造を変革するものとは必ずしもなっていない。この点は、人種関係法の差別の定義の曖昧さとも相まって、1980年代に入って裁判所が被差別者に有利な判例を必ずしも出していないことからもうかがうことができる。

VII 植民地政策との関連——間接統治か直接統治か

戦後、イギリス、フランスに流入した移民の多くは旧植民地出身者であった。この事実は、両国が西ドイツやスイスとは異なり、戦後の移民問題が多かれ少なかれ植民地経験の延長上に位置する問題であることを示している。ところで、植民地経験やそれとともなう市民権の規定にも、「弱い国家」「強い国家」という国家類型の違いが反映しているように思われる。まず戦後両国内で展開された移民への対応策が、かつて両国が採用してきた植民地政策とかなりの程度類似していることに注目したい。両国内に流入した移民労働者と植民地住民とは、地理上の位置は全く異なっても、両国の行政官にとっての対象という点では類似しているともいえる。

よく知られているようにイギリスの植民地政策は、プラグマティックな性格を強くもち、また現地住民に対して距離感をともなったものであった。そこでの基本的な支配原理は「間接統治」である。つまり現地住民のリーダーの権威を利用し、彼らが行政官にかかわって統治すると同時に、イギリスの命令はこれらの媒介者を通して伝達された。こうした状況下では、一方では、現地住民の文化や社会構造が相対的に残存する結果となった。また他方では、当然のことながら現地住民とイギリス人との人間観という点での相違が前提とされていた。こうしたイギリスの植民地政策は、実は本国における分権主義、弱い統治機構、希薄な国家介入の反映であるといえる。例えば、連合王国内部でのスコットランドやウェールズとの関係においても、程度の差こそあれ類似した性格が認められる。つまり中央集権体制とは対照的な分権主義であり、それを前提にしたイングランドと他の諸地域との事実上の不平等な関係である〔Hechter, 1975〕〔Birnbau, 1982: pp. 173-189〕。

フランスは、伝統的にジャコバン的理念を体現した中央集権国家という性格が強いが、「自由・平等・博愛」というフランス革命の理念、およびそれを伝達するフランス語は普遍的なものとして

認識され、地域や対象の分け隔てなく普及さるべきものとされた。かつて革命政府はフランス統一の過程でフランス語の普及と地方語の駆逐を通じて革命理念の普及に努めたが、一時期これと似た事態が植民地でも展開された。例えば第三共和制期には、J. フェリーのようなイデオログが登場し、植民地住民もいずれはフランス市民権を得てフランス国民としての権利と義務と自由とを有するようになるべきであるとされ、このため植民地住民をフランス語化し、それを通じて彼らをフランスに同化する政策がとられた。少なくともイデオロギーのレベルでは、フランス国民と植民地住民との「相違」を最小限化することが目標とされたのである。イギリスの場合とは異なり、フランスの行政官は植民地を直接に統治し、したがって現地住民に対する対応は極度に同化主義的なものとなった。現地住民の文化の保存に対して彼らが拒否的であったことはいうまでもない。

先述したようにイギリスは、数次にわたって人種関係法を制定しつつ、地域社会における人種関係改善のため各種の機関を設置した。これらの機関は、先述したように人種関係の改善と差別の防止に寄与する一方で、旧植民地の間接統治の機構と類似した特徴をもっていることも指摘しておかねばならない。これらの機関は、地方自治体、地域の白人名望家、各移民集団の穏健な代表者や媒介者、さらには自発的結社によって構成される。いわば分権的な方法によって問題の解消がはかられ、人種間の調和が期待されているのである。これらの機関は、移民たちをイギリスの政治に直接参加させるというよりはむしろ、移民問題を通常の政治的回路からはずし独自に問題の緩和をはかるという意味で「緩衝制度」(buffer institution)と呼ぶ人もいる〔Katznelson, 1973〕。ここでは、植民地での社会統制と同じ方法が本国の移民問題にも利用されている。いずれにしても、こうした統治形態が、イギリスにおいて伝統的に存在する「弱い国家」と密接に関連していることはいうまでもない。

フランスの同化政策は、植民地のみならず戦後の本国における移民に対しても課せられた。移民

の統制は、イギリス的な中間集団の手をかりることなく、国家によって直接なされた。ここで同化政策とは、いうまでもなくフランス語やフランス文化を移民に共有させるものであり、同時に移民に対して帰化が奨励された。とはいえ、こうしたフランス的「普遍主義」が比較的うまく機能した範囲は、伝統的にフランスと類似した文化・言語を有するラテン系諸国からの移民までであり、フランスとは文化・言語・宗教の面で距離の大きなマグレブ系移民の場合、同化主義が成功しているとはいえない。それゆえにこそ、今日、フランスの移民政策の危機が叫ばれ、移民問題が大きな争点となっているのである。このようにフランスの移民政策は、かつての植民地政策と同様、ジャコバン的理念を体現した強力な中央集権国家つまり「強い国家」の反映であり、マグレブ系移民の大量の流入にともなう移民政策の危機は、こうした「強い国家」フランスのなかに少なからぬ緊張を生んでいる。

VIII 「外国人」認識——「異なる人種」か「普遍的人間」か

移民に対するイギリス、フランスの対応の相違のみならず、両国民の「外国人」認識の相違にも言及しておきたい。イギリスはイングランド、連合王国、英連邦という重層的構成をなし、英連邦にも白人中心の旧英連邦と有色人種中心の新英連邦とがある。またイギリスの市民権の体系は、「パトリアル」「ノン・パトリアル」という概念を基礎にして、非常に複雑なものとなっている。いかえれば多種多様な市民権が存在するのであり、この市民権上の差異は、イギリス社会のなかに現に存在する多種類の人間の差異、さらにはイギリス人の各人種・民族への差別の程度と対応している。つまりイギリスでは多種類の人間が存在するのは、ある意味で当然の事実であって、これがイギリス人の基本的人間観をなしている。それゆえにこそ、自分たちとは異質な人間に対する間接統治という政策が生み出されたのである。

これに対してフランスは、伝統的に「一にして

不可分なる^{ナシオン}国家」という性格が強く、移民・難民を大量に引き受けてきたものの、それはフランス国家への強力な同化政策の下でなされ、それゆえフランスの市民権に曖昧な余地はなかった。それゆえ外国出身者といえども、フランスに帰化した限りにおいては国家の下で平等であるべきであるとされ、少なくともエリートのレベルでは多くの外国出身者が活躍しており、われわれはしばしば彼らを生粋のフランス人と見まちがえるほどである[*Le Nouvel Observateur*, 1983]。それゆえ出身国がどこであるかというよりも、フランス市民であるか否かという一点に関心が集中するのである。先述したように、今日、大量の有色人種やイスラム教徒の流入にともない、フランス人は、自らと異なる外国人に直面することによって、主観的に自らの「普遍的人間観」を試されていると感じているともいえる。不況期のイギリスにおいて人種対立は深刻であり人種差別には激しいものがあるが、フランスのように、多種類の人種の存在それ自体が心理的緊張を生むことは少ないのではなからうか。

この「外国人」認識の相違が、移民を指すカテゴリー上の相違にも影響していると思われる。イギリスでは新英連邦出身者は「カラード」(coloured)と呼ばれ、「人種」(race)や「民族集団」(ethnic group)といった中間集団を指す言葉が日常的に使用される。それは、市民社会内における差別をともなった多種類の人間の存在をそのまま反映した用語といってよい。用語それ自体に規範的意味あいはない。ところがフランスでは、「人種」(race)は「人種差別」(racisme)を連想させるように、一定の軽蔑感を含むものとして理解され、あまり使用されない。少し誇張していえば「人種」や「民族集団」(groupe ethnique)といった中間集団を指す言葉は、万人に適応さるべき普遍的概念としての「市民」^{シトワヤン}をおとしめるものというニュアンスがなくもない。フランスでもっぱら使用される言葉が「外国人」(étranger)ないし「移民」(immigré)であることは、上記の点と無関係ではない。フランスが、バスクやコルシカといった周辺地域住民を指す適当な言葉をもたないのも同じ理由による

と思われる。

IX 階級的亀裂の有無——トレード・ユニオニズムかマルクス主義か

先発国イギリスでは、産業革命の進展にともなう市民社会が成熟し、ブルジョアや貴族等の指導階級に主導された比較的均質な「弱い国家」が形成された。これに対して後発国フランスでは、伝統的に深刻な階級的亀裂が基調であり、階級対立を調停しつつ近代化・産業化を遂行するために比較的ニュートラルで自律性をもった「強い国家」が形成された。つまりブルジョア階級ではなく国家それ自体が社会を指導し、産業化・近代化を推し進めたのである。「弱い国家」イギリス、「強い国家」フランスという対照的性格は、程度の差こそあれ今日でも存在し、階級対立の有無ないし強弱は政治的イデオロギーのレベルで顕著である。それを示すのは、フランスにおける労働者階級を代表する強力なマルクス主義政党の存在であり、逆にイギリスにおけるマルクス主義の不在とトレード・ユニオニズムの優勢である。

イギリスで労働者階級を代表するのは労働党であり、労働組合会議 (TUC) である。労働党のリーダーは、野党時には移民に対して好意的な対応を示し、1961年の保守党政権による移民の統制に反対した。しかし、1964年に政権を獲得した労働党は、政策を変更し保守党の移民制限法を継承するに至った。労働党は、一部には社会主義イデオロギーを有しながらも、選挙に勝利し政権を獲得しなければならず、それゆえ具体的政策のうえでは保守党政権の移民政策と極端に対立することはないのである。TUC は、労働党政権との密接な連携の下に人種差別と闘ってきた。しかし、TUC の中央指導部と下部労働者との間には相当のギャップが存在し、下部の組合員の有色移民労働者への差別はむしろ広範に存在するといわれている。しかも最弱者への配慮という点では、TUC のトレード・ユニオニズムはマルクス主義と比較した場合、必ずしも勝っているとはいえず、移民労働者に対して本国労働者の既得権の防衛へと向かい

やすい。それゆえ、有色移民の権利要求が TUC を通じて提出されたり、彼らの主張が労働運動として形成されることはあまりみられなかった。つまり移民労働者を労働者階級の一員として積極的に認知し、ともに社会変革をめざすという図式は、トレード・ユニオニズムの下では顕著ではないのである。イギリスでは移民労働者のマルクス主義的解釈はついになされず、この点で後述するフランスと好対照をなす。

フランスにおいて階級対立を政党レベルで反映するのは社会党、共産党であり、さらには労働総同盟 (CGT)、フランス民主労働連盟 (CFDT) といった労働組合である。社会党の躍進とそれとは対照的な共産党の凋落が1970年代後半からの傾向であり、1981年には社会党を中心とした政権が誕生し、これがフランスの移民問題にも少なからぬ影響を与えた。とはいえ戦後全体を見渡した場合、移民労働者と密接な関係にあったのは共産党とその影響を強く受けた最大の全国労組 CGT であるといえよう。フランスの労働組合においては、マルクス主義的イデオロギーを反映して人種や民族よりも階級を重視する傾向が強い。したがって人種・民族勢力の形成に対してはむしろ警戒的であり、移民労働者も労働者階級のブロックに統合しようとする傾向が強い。CGT は、1961年までは移民の導入に反対してきたが、労働力不足が深刻化し、本国労働者にとって移民が必ずしも脅威ではないという認識が生まれたため、その後は移民そのものには反対せず、もっぱら非合法移民に問題をしばり、政府による移民導入のコントロールを主張した。

さて左翼と労働組合は、1968年の5月危機を一契機として移民労働者や地域主義者との連帯を追求しはじめた。1970年代には CGT、CFDT は、労働組合こそが、移民労働者の状況を最も把握している唯一の公的組織であるという認識の下に、移民のスポークスマンとして行動する。イギリスとは異なり、フランスにおいて労働組合にこうした路線を採用させた条件としては、階級的亀裂とマルクス主義的イデオロギーが最も重要だが、それ以外にも指摘できる。当時のフランスは高度成

長の真っ只中にあり、労働力不足が深刻であり、大量の移民の導入が本国労働者を脅かしていなかった。移民導入は、むしろ本国労働者の上昇移動と「労働者階級のブルジョア化」を可能にさえした。この点は、フランスが特殊な技能をもった労働者ではなく、未熟練・半熟練労働者を集中的に導入したことと対応している。つまり M. ヘクターのいう「文化的分業」[Hechter, 1975] が顕著であり、本国労働者と移民労働者という文化的相違のうえに職業的・階級的格差が重ねられる結果となり、必ずしも両者間の競合は顕在化しなかったのである。CGT 等による移民労働者の統合という路線は、それとは別の路線を追求する極左勢力との対立によっても促進された。5月危機以降、極左主義者や毛沢東主義者が移民労働者や単調労働者(OS)に対する働きかけを強めた。彼らは、移民労働者を労働者階級の外部に位置する「サブ・プロレタリアート」と規定し、戦後における移民の導入を「新植民地主義」であるとして、本国労働者と第三世界からの移民労働者とを対立させ、この「サブ・プロレタリアート」に社会変革を期待したのである。「内なる第三世界」という言葉は、このような文脈で意味をもった。この路線は、移民労働者を労働組合の外部で組織化し自己主張させようとするものであり、CGT は、これを、労働者階級を分裂させるものと捉えた。

1981年に成立したフランス左翼政権の下で、ルノー、シトロエン等の自動車工場で移民労働者の労働運動が噴出し、マグレブ系のリーダーを生み出している[L'Esprit, 1985]。移民の運動が労働組合運動として登場するのは、西欧諸国のなかでもめずらしいケースといえる。近年、CGT の支持率の低下が目立っているが、CGT は一面ではこうした移民の権利要求運動によって生気を与えられているのである。1970年代後半以来、フランスもイギリスと同様、本格的な不況に入り、以前には目立たなかった下部労働者レベルでの移民への反発も一部では指摘されている。また多くの労働者を抱えるパリ近郊の共産党市政下でも、移民との摩擦が多発している。

X おわりにかえて——イギリスとフランスの接近

本稿では、イギリスとフランスにとって緊要な課題となっている移民問題を紹介すると同時に、この問題への両国の対応が多くの点で異なったものであり、それが「弱い国家」「強い国家」という国家類型によって一定程度説明可能であるという点を指摘した。こうした企図が成功したか否かについては、読者の判断を待つほかはない。ただ最後に、とりわけ近年に至り、両国の移民問題が接近してきている点を述べておきたい。ここでいう接近とは、移民をとりまく問題状況の接近であり、また一部では国家類型という点での接近でもある。

イギリスは、帰属圏域を英連邦から EC へと変えることによって、フランスと、国際社会における政治・経済構造を共有する度合いを増した。EC 内での自由な労働力移動は、その一例である。またイギリスは、従来から均質性と社会的合意にもとづく成熟した市民社会という性格が強く、したがって国家の市民社会への介入の希薄な「弱い国家」であったが、近年、各種の「外的な」問題を抱え込むことによって、こうした均質性、社会的同意性を急速に失いつつある。これまで経験することのなかったこの種の問題に対しても、イギリスが「弱い国家」に特有な対応を示してきたことは本論で詳しく述べたとおりであるが、それとは逆に、こうした「外的な」問題が「弱い国家」それ自体を変化させつつある点も見逃せない。一例を、P. ビルンボームの分析に求めてみよう[Birnbaum, 1982: pp. 133-154]。「弱い国家」イギリスでは、国家警察機構は長らく存在せず、警察はもっぱら地方自治体やコミュニティーに属していた。イギリスのこうした状況は20世紀に入ってから基本的には変わらず、国家警察は第二次大戦後になってはじめて増強された。ビルンボームによれば、その原因はイギリス社会に内在する要因ではなく、北アイルランド紛争および有色移民の増大という「外的な」問題であるという。国家類型と問題の社会的・外的性格との対応が、われわれの興味をそそる。このようにイギリス

は「遅れて形成された国家」〔Badie et Birnbaum, 1979: p. 221〕という性格を示しており、これは「強い国家」への一定の接近といえなくもない。

イギリスにおいて移民問題は、ほぼ1960年代から深刻化した。フランスの場合、移民問題は一定のタイムラグをとらないながら今日、大きな問題となっている。フランスは、イギリスと比べ経済状況もよく大量の移民の導入を政策として実行してきたが、石油危機以降、経済状況の悪化により移民の流入を停止した。またフランスとは文化や宗教を異にするイスラム系移民が増加し、ここでもイギリスと類似した状況が生まれ、移民の同化の困難さが指摘されている。今日、フランス人にとって移民問題とは「アラブ系移民」の問題として理解されている〔*Le Nouvel Observateur*, 1984〕。また、階級対立を反映して移民に対して好意的な立場をとってきた左翼、労働組合であったが、1981年における左翼の勝利により、フランスでも左翼が政権を担うことになり、労働党と同様、政権担当にともなう責任を免れることができず、イデオロギー的主張をそのまま実行することが困難となった。保守、革新とも移民問題の政治問題化を極力避けてきたが、フランスにおいても1970年代後半以降、移民問題が大きな政治的争点となっている。その一つの表れは、従来ほとんど力をもたなかった極右の国民戦線の台頭であり、1986年の国民議会選挙では1割の得票率を得ている。J.-M. ル・ペンによる激しい主張と移民攻撃は、かつてのイギリスにおけるパウエルキャンペーンと通じるものがある。

このような状況のなかでイギリスでもフランスでも、移民問題は入国制限の問題から国内の社会問題へと性格を変えてきている。滞在年数が十数年にわたる壮年移民が大半を占め、移民先で誕生した二世が成年期に達している。彼らはいずれもイギリスないしフランスの国籍をもつ市民であるにもかかわらず、周囲の目は必ずしもそのようにはみず、外国人として扱われることが多い。しかし、彼らが成年期に達した今日、両国が経済不況下にあることから、この層に失業が集中している。このように両国にとって移民問題とは、とりわけ

国内問題であり移民二世の問題なのである。またフランスでは、大量のイスラム系移民の存在を背景にして、さらには近年における地方分権化の動きとも連動しながら、多民族的現実を積極的に認知し「相違への権利」を認めようとする動きが一部でみられる〔Giordan, 1982〕〔宮島, 1984〕。必ずしも大きな動きとはいえないが、中央集権的な「強い国家」フランスへの見直しを内包している点は指摘しておかねばならない。

注

- 1) イギリスとフランスにおける移民については、多くの研究がなされているが、そのうちでも代表的で、かつ本稿でも参照したものをいくつかあげておく。両国を含む西欧諸国一般については〔Castles and Kosack, 1973〕〔Freeman, 1979〕〔Piore, 1979〕〔Hammar, 1985〕、イギリスについては〔Katznelson, 1973〕〔Husband, 1982〕〔富岡, 1985〕、フランスについては〔Zehraoui, 1971〕〔Minces, 1973〕〔Granotier, 1973〕〔林, 1984〕〔宮島, 1985; 1986〕などがある。
- 2) バディとビルンボームの国家論としては〔Badie et Birnbaum, 1979〕〔Birnbaum, 1982〕がある。国家類型を分節化し、国家類型を社会的現象を説明するための説明原理として利用するという発想は、とりわけビルンボームに固有なものである。なお両者は「強い国家」「最小の国家」という概念を使用しており、「強い国家」「弱い国家」という対照的性格を重視したネーミングは筆者のものである。筆者は、ビルンボームの業績を紹介しつつ彼の社会学的国家論について論じたことがある〔梶田, 1986〕。
- 3) ビルンボームは、社会問題や社会運動が、それらが直面する国家の類型に規定される結果、各国において異なった形をとると述べている。彼は具体例として、社会運動、知識人の権力参加、コーポラティズム、地域主義運動等を取り上げている〔Birnbaum, 1982〕。本稿は、同様の問題意識をもって移民問題をみてゆこうとするものである。移民問題の英仏比較という点では〔Freeman, 1979〕がとりわけ参考となった。フリーマンは国家類型を自覚的・明示的に取り上げているわけではないが、そうした視点を潜在的にもっているといえる。
- 4) 一部のフランス人経営者の眼には、戦後の日本が近隣諸国から移民労働者を導入しなかったことが、技術革新や労働の多能化を念頭においた意図的な選択であったかのように映っており興味深い。高度成長期において、日本と近隣諸国（韓国、フィリピン等）との賃金格差は、フランスと地中海諸国とのそれと大差ないという意見もある〔Martin, 1984〕。

参考文献

- Badie, B. et Birnbaum, P. (1979), *Sociologie de l'Etat*, Grasset [*The Sociology of the State*, The University of Chicago Press, 1983]
- Bell, D. (1973), *The Coming of Post-Industrial Society*, Basic Books [内田忠夫ほか訳『脱工業社会の到来』(上・下)ダイヤモンド社, 1975年]
- Birnbaum, P. (1982), *La logique de l'Etat*, Fayard
- Böhning, W. R. (1972), *The Migration of Workers in the United Kingdom and the European Community*, London
- Castles, S. and Kosack, G. (1973), *Immigrant Workers and Class Structure in Western Europe*, Oxford University Press
- Freeman, G. P. (1979), *Immigrant Labor and Racial Conflict in Industrial Societies*, Princeton University Press
- Giordan, H. (1982), *Démocratie culturelle et droit à la différence*, La documentation française
- Glazer, N. (1975), *Affirmative Discrimination*, Basic Books
- (1983), *Ethnic Dilemmas 1964-1982*, Harvard University Press
- Granotier, B. (1973), *Les travailleurs immigrés en France*, Maspero
- Hammar, T. (ed.) (1985), *European Immigration Policy*, Cambridge University Press
- Hechter, M. (1975), *Internal Colonialism*, University of California Press
- Husband, Ch. (ed.) (1982), *'Race' in Britain*, Hutchinson University Library
- Katznelson, I. (1973), *Black Men, White Cities*, Oxford University Press
- Martin, P. (1984), Mais, qu'est-ce qu'ils ont de plus que nous, ces japonais? (entretien), *Le Nouvel Observateur*, 18 au 24 mai 1984
- Mincés, J. (1973), *Les travailleurs étrangers en France*, Seuil
- Piore, J. P. (1979), *Birds of Passage: Migrant Labor in Industrial Society*, Cambridge University Press
- Smithies, B. and Fiddick, P. (1969), *Enoch Powell on Immigration*, Sphere
- Zehraoui, A. (1971), *Les travailleurs algériens en France*, Maspero
- L'Esprit* (Français/immigrés) (1985), juin 1985
- L'Express* (Immigrés: le dossier explosif) (1983),

28 janvier-3 février 1983

- Le Nouvel Observateur* (Les immigrés qui bouffent notre pain...) (1983), 4 au 11 novembre 1983
- (Immigrés: les arabes e. vous) (1984), 30 novembre au 6 décembre 1984
- Les Temps Modernes* (L'immigration maghrébine en France: les faits et les mythes) (1984), mars-avril-mai 1984
- 林瑞枝 (1984)『フランスの異邦人——移民・難民・少数者の苦悩』中公新書
- 石田玲子 (1975)「英国における人種関係法の立法過程」(1)(2)『朝鮮研究』151, 152号
- (1985)「イギリスの人種差別への挑戦——1976年人種関係法と自発的組織の伝統」磯村英一(編)『現代世界の差別問題』明石書店
- 梶田孝道 (1985)「フランス社会の変貌」(前半),「テクノクラートと現代フランス——グランゼコール, グランコールとフランス政治」宮島喬・梶田孝道・伊藤るり『先進社会のジレンマ——現代フランス社会の実像をもとめて』有斐閣
- (1986 予定)「国家と社会変動——P. ビルンボームの『国家の社会学』」栗原彬・庄司興吉(編)『社会運動と文化形成』東京大学出版会
- 宮島喬 (1984)「現代国家と『相違への権利』」『世界』1984年3月号
- (1985)「統合と反目——移民労働者問題の現在」宮島喬・梶田孝道・伊藤るり『先進社会のジレンマ——現代フランス社会の実像をもとめて』有斐閣
- (1986)「移民労働者問題と西欧『国民国家』の変容——供給国と受入国の関係をめぐって」庄司興吉(編)『世界社会の構造と動態』法政大学出版局
- 崎山耕作 (1985)「ロンドンの移民労働者——その分散と集中」大阪市立大学経済研究所『世界の大都市 I ロンドン』東京大学出版会
- 田辺純夫 (1985)「イギリス地方自治体の人種政策」『季刊三千里』44号
- 富岡次郎 (1985)「現代イギリスにおける人種問題」磯村英一(編)『現代世界の差別問題』明石書店
- 山本マミ (1986)『アフリカにおけるフランス語——サハラ以南及びインド洋』津田塾大学国際関係学研究科修士論文
- 横田耕一 (1985)「アメリカにおける積極的差別解消策」磯村英一(編)『現代世界の差別問題』明石書店

(かじた・たかみち 津田塾大学助教授)